

法律科目試験問題（刑法） 配点 50 点

甲は、2010 年 2 月頃、ヘロインを日本で売却して利益を得ようと企て、弟分の乙に「自分 1 人で使用するから」と言ってヘロインの密輸入を依頼し、購入代金として 100 万円を乙に渡した。乙は、日頃世話になっている甲の依頼を断りきれず、甲から渡されたヘロインの代金を持って A 国に渡った。そこで、手違いにより覚せい剤をヘロインと誤認し、現地の売人に甲から預かった 100 万円を支払って購入した上、密かに日本に持ち込むことにより、覚せい剤の密輸入を行なった。その後、乙は甲と会い、乙自身はヘロインと誤認している覚せい剤を甲に渡した。

その後、甲は、乙から渡された薬物が覚せい剤と気づいたので、2010 年 5 月 10 日午後 2 時頃、B ホテルの一室で 12 歳の少女 X に覚せい剤を注射したところ、X は急性覚せい剤中毒を起こして錯乱状態となり、午後 3 時頃には独力で正常な起居動作をなしえないほどの重篤な状態に陥った。甲は、自己の行為が警察に発覚するのを恐れ、X をホテルのベッドの上に漫然放置したまま、午後 4 時頃 1 人でその場を立ち去った。その際、X が相当重篤な中毒症状であることは分かったが、「まさか、死ぬことはないだろう。一時的に具合が悪くなっているが、若いのだから、少し休めば回復するだろう。」と楽観していた。X は、同日午後 7 時頃死亡したが、若くて生命力旺盛な X を午後 5 時頃までに病院に運べば、一命を取り留めた可能性が十中八、九あった。

甲、乙の罪責を検討せよ（特別法違反については、別紙参照条文に関係する罪責のみ検討せよ）。

(別紙)

【参考条文】

・覚せい剤取締法第41条 覚せい剤を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、又は製造した者(第41条の5第1項第2号に該当する者を除く。)は、1年以上の有期懲役に処する。

2 嘉利の目的で前項の罪を犯した者は、無期若しくは3年以上の懲役に処し、又は情状により無期若しくは3年以上の懲役及び1千万円以下の罰金に処する。

3 前2項の未遂罪は、罰する。

・麻薬及び向精神薬取締法第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 麻薬 別表第1に掲げる物をいう。(以下、省略)

・麻薬及び向精神薬取締法第64条 ジアセチルモルヒネ等を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、又は製造した者は、1年以上の有期懲役に処する。

2 嘉利の目的で前項の罪を犯した者は、無期若しくは3年以上の懲役に処し、又は情状により無期若しくは3年以上の懲役及び1千万円以下の罰金に処する。

3 前2項の未遂罪は、罰する。

・麻薬及び向精神薬取締法 別表第1 (第2条関係)

(1~15省略)

16 ジアセチルモルヒネ(別名ヘロイン) その他モルヒネのエステル及びその塩類
(以下、省略)